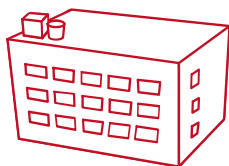




Japanese Embassy

日本大使館



在ミャンマー日本国大使館の業務

海外生活において、不可欠なのが日本大使館。在留届の提出から出生・婚姻届、パスポートの発給・更新や紛失などに対応し、ミャンマーで生活する日本人にとってはなくてはならない存在です。

在ミャンマー日本国大使館

ADD No.100, Natmauk Rd., Bahan Tsp. TEL 01-549644~8
URL http://www.mm.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

E-mail:

eco@yn.mofa.go.jp(経済・開発協力班) info.cul@yn.mofa.go.jp(広報文化班)
ryoji@yn.mofa.go.jp(領事班) m.medical@yn.mofa.go.jp(医務班)

休館日:

土・日・祝及び年末年始
(休館日の日程は日本人会会誌バダウ並びにHP参照。
また、大使館HPにも掲載しています)

1. 大使館業務

月曜日～金曜日(休館日を除く)
AM8:30~PM12:30 PM1:30~PM5:15
※緊急の場合は24時間対応

2. 領事窓口受付

月曜日～金曜日(休館日を除く)

①旅券、証明、届出、各種ご相談

AM8:30~ PM4:00
(新型コロナウイルス感染対策により当面の間、PM2:00までの開館となっています)

②査証(VISA)

申請受付

AM9:00~AM11:00

交付・追加書類の提出

PM2:00~PM4:00

(新型コロナウイルス感染対策により当面の間、PM3:00までの開館となっています)

※なお、今後の状況に応じて、さらに変更となる可能性があります。来館前にHPにて最新の情報をご確認ください

3. 領事窓口の主な業務内容

①在留届の受付

滞在3ヶ月を超える場合は必ず届け出てください。また、住所変更、帰国、転出等の場合も必ず届け出てください

②在外選挙人名簿登録申請書の受付

海外に住んでいる方が日本の国政選挙に投票するためには、あらかじめ「在外選挙人証」の交付を受けている必要があります

③戸籍、国籍関係届の受付

出生、婚姻、離婚、死亡、認知、国籍の喪失など

④証明書の発行

在留、署名、出生、婚姻、離婚、死亡、遺骨等の証明書

⑤旅券の発給

新規発給、更新、紛失届、査証欄増補等

⑥査証申請の受付及び交付

※日本政府による水際対策措置により、査証の新規申請・発給が制限されています。詳しくは外務省HP、法務省HP、当館HPにて最新の情報をご確認ください



Visa

ビザ



ミャンマーへ入国、長期滞在するために必要な手続きはさまざまで、滞在日数や滞在延長の可否も異なります。ビジネスビザで入国後、長期滞在をする場合は、ステイパーミットおよびForeign Registration Certificate(FRC)の申請が必要。ビジネスビザ(マルチ)さえあれば有効期間中は自由に出入国できるにも関わらず、Stay PermitとFRCを取得すると、出国するた

びにImmigration Officeへ出国許可を取得する必要があるなどの制約があり、出張の多い駐在員を抱える企業ではビジネスビザ(シングル)のみで対応していることもあります。また、ビザの種類によってパスポートの未使用欄が2~5ページ以上ないと入国が認められず、ページ数を増やしたい場合は、大使館で手続きができます。ここでは、駐在員に多い例を紹介します。

種類	手続きの概要	滞在可能期間
ビジネスビザ	事前にオンライン、もしくは大使館に申請。空港到着時でも対応可。	70日
ステイパーミット	ミャンマー入国後に申請	3か月、6か月、1年
永住ビザ	ミャンマー入国後に申請	5年

ビジネスビザ

①シングル

最大70日まで滞在可能。有効期限は申請から3ヵ月まで。

②マルチ

ビザの有効期限3ヵ月、6ヵ月、1年の3種類。滞在日数に制限はなし。ただし、同一の大使館において、シングル、マルチの3ヵ月、6ヵ月、1年と段階を踏まなければ申請できません。

ステイパーミット

ステイパーミットは、ビジネスビザと比べて手続きが煩雑。1回目は3ヵ月間、2回目は6ヵ月間、3回目に1年間に有効なステイパーミットを取得できます。ビジネスビザと異なり、有効期間内であれば海外に出国する必要はありません。ただし、ステイパーミットの申請書は、ミャンマー語で作成する必要があり、ミャンマー人スタッフに任せるのが望ましいです。また、所要日数は、ネビドーDICAの対応次第ですが、予備日を含み約30日必要。

永住ビザ(5年間)

取得できる人は、①熟練専門家、②投資家、③ミャンマー人と関係を有する者などミャンマーの長期的利益のために支援を行う者に限定。さらに通知に規定されている一定の要件を満たさなければなりません。永住ビザの有効期間は名称と異なり、永久ではなく、5年間で有効です。申請料は他のビザと比して高額であり、申請時に500ドル必要であり、永住ビザを取得した場合、1年当たり1,000ドルを支払う必要があります。

※上記のビザを取得して入国したとしても、認められた滞在期間を超過した場合、1日当たり3ドルの罰金を支払う必要があります。また、長期間の不法滞在の場合には再入国できなくなることもあるため、滞在期間については留意が必要です。